甲斐市規則第18号

甲斐市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。) 及び甲斐市景観条例(平成26年甲斐市条例第 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例に よる。

(工作物)

- 第3条 条例第2条第1項第4号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。
 - (1) 垣、さく、塀その他これらに類するもの
 - (2) 電線類、電柱、鉄塔、アンテナその他これらに類するもの
 - (3) 煙突、記念塔、高架水槽、彫像その他これらに類するもの
 - (4) 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの
 - (5) 太陽光、風力、小水力発電施設その他これらに類するもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観形成を妨げるおそれのある工作 物として市長が指定するもの

(景観計画の原案の公表)

- 第4条 条例第9条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 本庁舎及び各支所での閲覧
 - (2) 市ホームページへの掲載

(景観計画の原案に対する意見書)

- 第5条 条例第10条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに連絡先の電話番号
 - (2) 景観計画の原案についての意見

(景観まちづくり住民組織)

- 第6条 条例第13条の景観まちづくり住民組織に、会長及び副会長1人を置き、 それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、景観まちづくり住民組織を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 景観まちづくり住民組織の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 景観まちづくり住民組織の事務局は、建設産業部都市計画課におくこととする。

(景観計画区域内における行為の届出等)

- 第7条 法第16条第1項及び条例第17条第1項の規定による届出は、景観計画 区域内行為届出書(様式第1号)によるものとし、その行為に着手しようとす る日の30日前までに当該行為の種類に応じて別表に掲げる書類を添えて、市 長に提出しなければならない。
- 2 法第 16 条第 2 項及び条例第 17 条第 2 項の規定による届出は、景観計画区域 内行為変更届出書(様式第 2 号)によるものとし、その行為に着手しようとす る日の 30 日前までに当該行為の種類に応じて別表に掲げる書類を添えて、市 長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により市長に提出する届出書及び添付書類は、正副2部とする。 (適合通知)
- 第8条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合に おいて、その届出に係る行為が景観計画に定められた景観形成基準に適合する と認めるときは、景観形成基準適合通知書(様式第3号)により通知するもの とする。

(事前協議)

- 第9条 条例第19条第1項の規定による事前協議をしようとする者は、景観計画区域内行為事前協議申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第 19 条第 2 項の規定による回答は、景観区域内行為事前協議回答書(様式第 5 号)によるものとする。

(勧告又は命令)

- 第 10 条 法第 16 条第 3 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 6 号)により行うものとする。
- 2 法第 17 条第 1 項及び第 5 項の規定による命令は、変更命令書(様式第 7 号) により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第22条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものと する。

- (1) 勧告又は命令をした者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告又は命令をした者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 勧告又は命令に従わなかった旨

(行為完了の届出)

第12条 条例第23条に規定する行為完了の届出は、景観計画区域内における行 為完了届(様式第8号)によるものとし、行為完了時点の現場写真を添付しな ければならない。

(景観重要建造物指定の通知)

第13条 条例第24条第2項に規定する通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第9号)によるものとする。

(景観重要建造物指定の公表)

- 第14条 条例第24条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 指定番号及び指定年月日
 - (2) 景観重要建造物の名称
 - (3) 景観重要建造物の所在地
 - (4) 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所
 - (5) 指定の理由となった外観の特徴
 - (6) 法第19条第1項の土地その他の物件の範囲

(標識の設置)

- 第15条 条例第24条第2項の規定による表示は、標識に次に掲げる事項を記載 することにより行うものとする。
 - (1) 指定番号及び指定年月日
 - (2) 景観重要建造物の名称
- 2 前項の標識は、景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物の敷地内の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可)

- 第 16 条 法第 22 条第 1 項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変 更許可申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、法第 22 条第 1 項の許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可書(様式第 11 号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、法第22条第1項の許可をしないこととしたときは、景観重要建造物現状変更不許可通知書(様式第12号)により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の解除)

第17条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による 通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第13号)によるものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

- 第18条 条例第25条の規定による景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に 掲げる方法によるものとする。
 - (1) 景観重要建造物の外観について、腐食その他の劣化を防止する措置を講ずる。
 - (2) 景観重要建造物に消火器、消火栓その他の必要な消火設備を設ける。
 - (3) 景観重要建造物の状況について定期的に点検し、その結果を市長に報告する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずる。

(景観重要建造物の状況の報告等)

- 第19条 景観重要建造物の所有者等は、前条第3号の規定による点検を年1回 行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、これと異なる周 期で点検を行うことができる。
- 2 前条第3号の規定による報告は、景観重要建造物状況点検結果報告書(様式 第14号)によるものとする。

(景観重要樹木指定の通知)

第20条 条例第26条第2項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第15号)によるものとする。

(景観重要樹木指定の公表)

- 第21条 条例第26条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行う ものとする。
 - (1) 指定番号及び指定年月日
 - (2) 景観重要樹木の名称(樹種)
 - (3) 景観重要樹木の所在地
 - (4) 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
 - (5) 指定の理由となった樹容の特徴
 - (6) 法第30条第1項の土地その他の物件の範囲

(標識の設置)

- 第22条 条例第26条第2項の規定による表示は、標識に次に掲げる事項を記載 することにより行うものとする。
 - (1) 指定番号及び指定年月日

- (2) 景観重要樹木の名称 (樹種)
- 2 前項の標識は、景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、 当該景観重要樹木付近の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更の許可)

- 第23条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更 許可申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、法第 31 条第 1 項の許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可書(様式第 17 号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、法第31条第1項の許可をしないこととしたときは、景観重要樹木 現状変更不許可通知書(様式第18号)により、第1項の規定による申請をし た者に通知するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第24条 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による 通知は、景観重要樹木指定解除通知書(様式第19号)によるものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

- 第25条 条例第27条の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げる方法に よるものとする。
 - (1) 景観重要樹木について、病虫害の予防又は駆除の措置を講ずる。
 - (2) 景観重要樹木について、必要に応じ、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採 その他これらの措置に類する措置を講ずる。
 - (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、その結果を市長に報告する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために 市長が必要と認める措置を講ずる。

(景観重要樹木の状況の報告等)

- 第26条 景観重要樹木の所有者等は、前条第3号の規定による点検を年1回行 わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、これと異なる周期 で点検を行うことができる。
- 2 前条第3号の規定による報告は、景観重要樹木状況点検結果報告書(様式第 20号)によるものとする。

(景観形成活動団体の認定申請)

- 第27条 条例第28条第2項の認定の申請は、景観形成活動団体認定申請書(様式第21号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。
 - (1) 規約、会則、定款等

- (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 団体の名称
 - (2) 目的及び活動内容
 - (3) 事務所の所在地
 - (4) 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
 - (5) 構成員に関する事項
 - (6) 会議に関する事項
 - (7) 会計に関する事項

(景観形成活動団体の認定の要件)

- 第28条 条例第28条第3項に規定する景観形成活動団体の認定の要件は、次の 各号の全てに該当することとする。
 - (1) 市の景観形成に資するものであること。
 - (2) 一定期間において継続が可能であること。
 - (3) 市民等に対し不利益を与えるものでないこと。
 - (4) 法令及び条例に違反する活動をしていないこと。
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
 - (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
 - (7) 専ら営利を目的とした活動を行っていないこと。

(景観形成活動団体の認定通知)

第29条 市長は、条例第28条第2項の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、景観形成活動団体認定通知書(様式第22号)又は景観形成活動団体不認定通知書(様式第23号)により景観形成団体の代表者に通知するものとする。

(景観形成活動団体の変更の届出)

第30条 景観形成活動団体の代表者は、当該景観形成活動団体の規約その他の 事項について変更が生じたときは、速やかに景観形成活動団体変更届出書(様 式第24号)により市長に届け出なければならない。

(景観形成活動団体の認定の取消し)

第31条 市長は、景観形成活動団体の認定を取り消したときは、景観形成活動団体認定取消通知書(様式第25号)により景観形成活動団体の代表者に通知するものとする。

(会長及び副会長)

- 第32条 条例第32条の甲斐市景観審議会(以下「審議会」という。)に、会長 及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第33条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第31条の規定は、 平成27年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

建築物又は工作 物の新築、増築、 改築若しくは移 転、外観を変更位置図方位、道路又は (1)縮尺、方位 (2)敷地の境界 (3)敷地に接す	明示すべき事項等 は目標となる地物及び行為の位置 並びに敷地の形状及び寸法 及び建築物又は工作物の位置 る道路の位置及び幅員 及び隣接境界線から建築物又は の距離
物の新築、増築、 配置図 (1)縮尺、方位 改築若しくは移 転、外観を変更 (3)敷地に接す することとなる (4)道路境界線	並びに敷地の形状及び寸法 及び建築物又は工作物の位置 る道路の位置及び幅員 及び隣接境界線から建築物又は
改築若しくは移 転、外観を変更 することとなる (2)敷地の境界 (3)敷地に接す (4)道路境界線	及び建築物又は工作物の位置 る道路の位置及び幅員 及び隣接境界線から建築物又は
転、外観を変更 することとなる (3)敷地に接す (4)道路境界線	る道路の位置及び幅員 及び隣接境界線から建築物又は
することとなる (4)道路境界線	及び隣接境界線から建築物又は
修繕芋してけ措 工作物まで	の距離
様替又は色彩の (5)植栽樹木等	の位置、樹種、樹高及び本数
変更 (6)擁壁、垣、	さく、塀等の高さ、長さ及び色彩
(7)写真を撮っ	た位置
平面図・立面 (1)縮尺、寸法	、材料の種別及び仕上げの方法
図 (2)色彩(低彩度	医の色彩の色見本の添付又はマン
セル記号に	よる表示、色見本に近い色での着
色)	
(3)擁壁、垣、	さく、塀等の高さ、長さ及び色彩
現況写真 行為地及び周辺	1の状況を表すもの 2~3 箇所
(道路面から全	体が分かるもの)
完成予想図 完成後の色彩イ	メージが分かるもの
土地の形質の変 位置図 方位、道路又は	は目標となる地物及び行為の位置
更配置図 (1)方位、当該	行為地及び土地利用状況
(2)隣接する道	路の位置及び幅員
(3)写真を撮っ	た位置
計画図 方位、行為後の	造成計画・土地利用計画及び緑
化計画	
断面図 行為の前後にお	おける土地の縦断図及び横断図
現況写真 行為地及び周辺	1の状況を表すもの 2~3 箇所
(道路面から全	体が分かるもの)
鉱物の掘採又は 位置図 方位、道路又は	は目標となる地物及び行為の位置
土石の類の採取 配置図 (1)方位、当該	行為地及び土地利用状況
(2)隣接する道	路の位置及び幅員
(3)写真を撮っ	た位置

	計画図	方位、行為後の土地利用計画、事後措置及び緑
	미벤区	万位、11 為後の工地利用計画、事後指直及の縁 化計画
	₩. 	
	断面図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの 2~3 箇所
		(道路面から全体が分かるもの)
屋外における土	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
石、廃棄物、再	配置図	(1)縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法
生資源その他の		(2)土石、廃棄物、再生資源その他の物件の種類
物件の堆積		(3)遮へいの位置、種類、構造又は規模
		(4)敷地に接する道路の位置及び幅員
		(5)隣接地との高低差
		(6)付近の土地利用の現況
		(7)写真を撮った位置
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの 2~3 箇所
		(道路面から全体が分かるもの)
木竹の伐採	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1)縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法
		(2)敷地の境界
		(3)敷地に接する道路の位置及び幅員
		(4)既存の木竹の位置、種類、高さ及び数量
		(5)伐採する木竹の位置、種類、高さ及び数量
		(6)写真を撮った位置
	計画図	行為後の土地利用計画並びに緑化及び植栽の方
		法
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの 2~3 箇所
		(道路面から全体が分かるもの)